

国家税务总局关于非居民企业所得税源泉扣缴有关问题的公告
国家税务总局公告2017年第37号

按照《国家税务总局关于进一步深化税务系统“放管服”改革优化税收环境的若干意见》（税总发〔2017〕101号）的安排，根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下简称“企业所得税法”）及其实施条例、《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则的有关规定，现就非居民企业所得税源泉扣缴有关问题公告如下：

一、依照企业所得税法第三十七条、第三十九条和第四十条规定办理非居民企业所得税源泉扣缴相关事项，适用本公告。与执行企业所得税法第三十八条规定相关的事项不适用本公告。

二、企业所得税法实施条例第一百零四条规定的支付人自行委托代理人或指定其他第三方代为支付相关款项，或者因担保合同或法律规定等原因由第三方保证人或担保人支付相关款项的，仍由委托人、指定人或被保证人、被担保人承担扣缴义务。

三、企业所得税法第十九条第二项规定的转让财产所得包含股权转让等权益性投资资产（以下简称“股权”）所得。股权转让收入减除股权净值后的余额为股权转让所得应纳税所得额。

股权转让收入是指股权转让人转让股权所收取的对价，包括货币形式和非货币形式的各种收入。

股权净值是指取得该股权的计税基础。股权的计税基础是股权转让人投资入股时向中国居民企业实际支付的出资成本，或购买该项股权时向该股权的原转让人实际支付的股权受让成本。股权在持有期间发生减值或者增值，按照国务院财政、税务主管部门规定可以确认损益的，股权净值应进行相应调整。企业在计算股权转让所得时，不得扣除被投资企业未分配利润等股东留存收益中按该项股权所可能分配的金额。

国家税務総局：非居住者企業所得税源泉徴収関連問題に関する公告
国家税務総局公告 2017 年第 37 号

《国家税務総局：税務システムの「放管服」（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革のさらなる深化による税環境の最適化に関する若干の意見》（税総発〔2017〕101号）の手配に基づき、《中華人民共和国企業所得税法》（以下「企業所得税法」）およびその实施条例・《中華人民共和国税収徴収管理法》およびその実施細則の関連規定に従い、ここに非居住者企業所得税源泉徴収に関する問題を以下の通り公告する：

一、企業所得税法第三十七条・第三十九条および第四十条の規定に基づき非居住者企業所得税源泉徴収の実施に関する事項は、本公告を適用する。企業所得税法第三十八条の規定の執行に関する事項は、本公告を適用しない。

二、企業所得税法实施条例第一〇四条が規定する支払人が関連金額の支払代理を自ら代理人に委託あるいはその他の第三者を指定した、または担保契約あるいは法律の規定などの原因により第三者の保証人あるいは担保人が関連金額を支払う場合、委託人・指定人あるいは被保証人・被担保人が依然として源泉徴収義務を負う。

三、企業所得税法第十九条第二項が規定する譲渡財産所得は、持分譲渡などの權益性投資資産（以下「持分」）所得を含む。持分譲渡収入から持分純額を減じた後の残額を持分譲渡所得の課税所得額とする。

持分譲渡収入とは、持分譲渡者が持分譲渡により受け取る対価を指し、通貨形式および非通貨形式の各種収入を含む。

持分純額とは、当該持分取得の課税基礎を指す。持分の課税基礎は、持分譲渡者が投資・資本参加する際に中国居住者企業に実際に支払った出資原価、あるいは当該持分の購入時に当該持分の前譲渡者に実際に支払った持分譲受原価である。持分の保有期間に価値減少あるいは価値増加が発生し、国务院の財政・税務主管部門の規定に基づき損益が確認可能な場合、持分純額は相応の調整を行わなければならない。企業

<p>多次投资或收购的同项股权被部分转让的，从该项股权全部成本中按照转让比例计算确定被转让股权对应的成本。</p> <p>四、扣缴义务人支付或者到期应支付的款项以人民币以外的货币支付或计价的，分别按以下情形进行外币折算：</p> <p>（一）扣缴义务人扣缴企业所得税的，应当按照扣缴义务发生之日人民币汇率中间价折合成人民币，计算非居民企业应纳税所得额。扣缴义务发生之日为相关款项实际支付或者到期应支付之日。</p> <p>（二）取得收入的非居民企业在主管税务机关责令限期缴纳税款前自行申报缴纳应源泉扣缴税款的，应当按照填开税收缴款书之日前一日人民币汇率中间价折合成人民币，计算非居民企业应纳税所得额。</p> <p>（三）主管税务机关责令取得收入的非居民企业限期缴纳应源泉扣缴税款的，应当按照主管税务机关作出限期缴税决定之日前一日人民币汇率中间价折合成人民币，计算非居民企业应纳税所得额。</p> <p>五、财产转让收入或财产净值以人民币以外的货币计价的，分扣缴义务人扣缴税款、纳税人自行申报缴纳税款和主管税务机关责令限期缴纳税款三种情形，先将以非人民币计价项目金额比照本公告第四条规定折合成人民币金额；再按企业所得税法第十九条第二项及相关规定计算非居民企业财产转让所得应纳税所得额。</p> <p>财产净值或财产转让收入的计价货币按</p>	<p>は持分譲渡所得を計算する際、被投資企業の未処分利益などの株主の内部留保から当該持分所得による処分可能な金額を控除してはならない。</p> <p>複数回に渡り投資あるいは買収した同一の持分が一部譲渡された場合、当該持分のすべての原価から譲渡比率に基づき譲渡された持分に対応する原価を計算して確定する。</p> <p>四、源泉徴収義務者が支払うあるいは期日が到来して支払わなければならない金額を人民币以外の通貨で支払うあるいは価格計算する場合、以下の状況に基づきそれぞれ外貨の換算を行う：</p> <p>（一）源泉徴収義務者が企業所得税を源泉徴収する場合、源泉徴収義務発生日の人民币レート仲値に基づき人民币に換算し、非居住者企業課税所得額を計算しなければならない。源泉徴収義務発生日は、関連金額を実際に支払うあるいは期日が到来して支払わなければならない日とする。</p> <p>（二）収入を取得した非居住者企業が、主管税務機関が指定期限に税金を納付するよう命じる前に源泉徴収すべき税金を自ら申告納付する場合、税金納付書の作成発行日の前日の人民币レート仲値に基づき人民币に換算し、非居住者企業課税所得額を計算しなければならない。</p> <p>（三）主管税務機関が収入を取得した非居住者企業に指定期限に源泉徴収すべき税金を納付するよう命じた場合、主管税務機関による納税期限決定日の前日の人民币レート仲値に基づき人民币に換算し、非居住者企業課税所得額を計算しなければならない。</p> <p>五、財産譲渡収入あるいは財産純額が人民币以外の通貨建ての場合、源泉徴収義務者による税金の源泉徴収・納税者自身による税金の申告納付および主管税務機関による指定期限での税金納付命令の三種類の状況に分け、まず非人民币建て項目の金額を本公告第四条の規定に基づき人民币の金額に換算する；続いて企業所得税法第十九条第二項および関連規定に基づき非居住者企業の財産譲渡所得の課税所得額を計算する。</p> <p>財産純額あるいは財産譲渡収入の建値通</p>
---	---

<p>照取得或转让财产时实际支付或收取的计价币种确定。原计价币种停止流通并启用新币种的，按照新旧货币市场转换比例转换为新币种后进行计算。</p> <p>六、扣缴义务人与非居民企业签订与企业所得税法第三条第三款规定的所得有关的业务合同时，凡合同中约定由扣缴义务人实际承担应纳税款的，应将非居民企业取得的不含税所得换算为含税所得计算并解缴应扣税款。</p> <p>七、扣缴义务人应当自扣缴义务发生之日起7日内向扣缴义务人所在地主管税务机关申报和解缴代扣税款。扣缴义务人发生到期应支付而未支付情形，应按照《国家税务总局关于非居民企业所得税管理若干问题的公告》（国家税务总局公告2011年第24号）第一条规定进行税务处理。</p> <p>非居民企业取得应源泉扣缴的所得为股息、红利等权益性投资收益的，相关应纳税款扣缴义务发生之日为股息、红利等权益性投资收益实际支付之日。</p> <p>非居民企业采取分期收款方式取得应源泉扣缴所得税的同一项转让财产所得的，其分期收取的款项可先视为收回以前投资财产的成本，待成本全部收回后，再计算并扣缴应扣税款。</p> <p>八、扣缴义务人在申报和解缴应扣税款时，应填报《中华人民共和国扣缴企业所得税申报表》。</p> <p>扣缴义务人可以在申报和解缴应扣税款前报送有关申报资料；已经报送的，在申报时不再重复报送。</p> <p>九、按照企业所得税法第三十七条规定应当扣缴的所得税，扣缴义务人未依法扣缴</p>	<p>貨は、財産取得あるいは譲渡時に実際に支払うあるいは受け取る建値通貨により確定する。本来の建値通貨の流通が停止となり、新たな通貨の種類が起用された場合、新旧通貨市場の転換比率に基づき新たな通貨の種類に転換した後、計算する。</p> <p>六、源泉徴収義務者が非居住者企業と企业所得税法第三条第三款が規定する所得に関する業務契約を締結した際、源泉徴収義務者が課税額を実際に負担すると契約書上で約定した場合、非居住者企業が取得する税抜所得を税込所得に換算して計算し、併せて源泉徴収額を納付しなければならない。</p> <p>七、源泉徴収義務者は、源泉徴収義務発生日より7日以内に源泉徴収義務者の所在地の主管税务机关に源泉徴収額を申告および納付しなければならない。源泉徴収義務者に期限が到来して支払わなければならないが支払っていない状況が発生した場合、《国家税務総局：非居住者企業所得税管理の若干の問題に関する公告》（国家税務総局公告2011年第24号）第一条の規定に基づき税務処理を行わなければならない。</p> <p>非居住者企業が源泉徴収すべき配当・特別配当などの権益性投資収益を取得した場合、関連課税額の源泉徴収義務発生日は、配当・特別配当などの権益性投資の収益が実際に支払われた日とする。</p> <p>非居住者企業が時期を分けて金額を受け取る方式を採り、源泉徴収すべき所得税が同一の譲渡財産所得を取得した場合、その期を分けて受け取る金額は回収以前の投資財産の原価と見做して、原価すべてを回収後に、課税額を計算かつ源泉徴収することができる。</p> <p>八、源泉徴収義務者は課税額を申告および納付する際、《中華人民共和国企業所得税源泉徴収申报表》を記入・報告しなければならない。</p> <p>源泉徴収義務者は、課税額の申告および納付前に関連申告資料を送信・報告することができる；すでに送信・報告している場合、申告時には再度送信・報告しなくてよい。</p> <p>九、企業所得税法第三十七条の規定に基づき源泉徴収すべき所得税について、源泉</p>
--	--

或者无法履行扣缴义务的，取得所得的非居民企业应当按照企业所得税法第三十九条规定，向所得发生地主管税务机关申报缴纳未扣缴税款，并填报《中华人民共和国扣缴企业所得税申报表》。

非居民企业未按照企业所得税法第三十九条规定申报缴纳税款的，税务机关可以责令限期缴纳，非居民企业应当按照税务机关确定的期限申报缴纳税款；非居民企业在税务机关责令限期缴纳前自行申报缴纳税款的，视为已按期缴纳税款。

十、非居民企业取得的同一项所得在境内存在多个所得发生地，涉及多个主管税务机关的，在按照企业所得税法第三十九条规定自行申报缴纳未扣缴税款时，可以选择一地办理本公告第九条规定的申报缴税事宜。受理申报地主管税务机关应在受理申报后5个工作日内，向扣缴义务人所在地和同一项所得其他发生地主管税务机关发送《非居民企业税务事项联络函》（见附件），告知非居民企业涉税事项。

十一、主管税务机关可以要求纳税人、扣缴义务人和其他知晓情况的相关方提供与应扣缴税款有关的合同和其他相关资料。扣缴义务人应当设立代扣代缴税款账簿和合同资料档案，准确记录非居民企业所得税扣缴情况。

十二、按照企业所得税法第三十七条规定应当扣缴的税款，扣缴义务人应扣未扣的，由扣缴义务人所在地主管税务机关依照《中华人民共和国行政处罚法》第二十三条规定责令扣缴义务人补扣税款，并依法追究扣缴义务人责任；需要向纳税人追缴税款的，由所得发生地主管税务机关依法执行。扣缴义务人所在地与所得发生地不一致的，负责追缴税款的所得发生地主管税务机关应通过扣缴义务人所在地主管税务机关核实有关情

徴収義務者が法に基づき源泉徴収していないあるいは源泉徴収義務を履行することができない場合、所得を取得した非居住者企業が企业所得税法第三十九条の規定に基づき、所得発生地の主管税務機関に源泉徴収していない税額を申告納付し、併せて《中華人民共和国企業所得税源泉徴収申告表》を記入・報告しなければならない。

非居住者企業が企业所得税法第三十九条の規定に基づき税金を申告納付していない場合、税務機関は指定期限に納付するよう命じることができ、非居住者企業は税務機関が確定した期限に税金を申告納付しなければならない；税務機関が指定期限に納付するよう命じる前に、非居住者企業が自ら税金を申告納付した場合、期限通りに税金を納付したものと見做す。

十、非居住者企業が取得した同一の所得に国内で複数の所得発生地が存在し、複数の主管税務機関に関わる場合、企业所得税法第三十九条の規定に基づき源泉徴収していない税額を自ら申告納付する際、一カ所を選び、本公告第九条が規定する申告納税事務を行うことができる。申告受理地の主管税務機関は、申告受理後5営業日以内に、源泉徴収義務者の所在地および同一所得のその他発生地の主管税務機関に《非居住者企業税务事項連絡状》（付属文書参照）を発送し、非居住者企業の税务事項を知らせなければならない。

十一、主管税務機関は、納税者・源泉徴収義務者およびその他の状況を知る関係者に税金源泉徴収に関する契約書およびその他関連資料の提供を要求することができる。源泉徴収義務者は、税金代理源泉徴収・代理納付帳簿および契約書資料ファイルを設置し、非居住者企業所得税の源泉徴収状況を正確に記録しなければならない。

十二、企业所得税法第三十七条の規定に基づき源泉徴収すべき税額について、源泉徴収義務者が源泉徴収しなければならないが行っていない場合、源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関が《中華人民共和国行政处罚法》第二十三条の規定に基づき源泉徴収義務者に税金を源泉控除するよう命じ、併せて法に基づき源泉徴収義務者の責任を追及する；納税者から税金を追徴する必要がある場合、所得発生地の主管税務機

<p>況；扣缴义务人所在地主管税务机关应当自确定应纳税款未依法扣缴之日起5个工作日内，向所得发生地主管税务机关发送《非居民企业税务事项联络函》，告知非居民企业涉税事项。</p> <p>十三、主管税务机关在按照本公告第十二条规定追缴非居民企业应纳税款时，可以采取以下措施：</p> <p>（一）责令该非居民企业限期申报缴纳应纳税款。</p> <p>（二）收集、查实该非居民企业在中国境内其他收入项目及其支付人的相关信息，并向该其他项目支付人发出《税务事项通知书》，从该非居民企业其他收入项目款项中依照法定程序追缴欠缴税款及应缴的滞纳金。</p> <p>其他项目支付人所在地与未扣税所得发生地不一致的，其他项目支付人所在地主管税务机关应给予配合和协助。</p> <p>十四、按照本公告规定应当源泉扣缴税款的款项已经由扣缴义务人实际支付，但未在规定的期限内解缴应扣税款，并具有以下情形之一的，应作为税款已扣但未解缴情形，按照有关法律、行政法规规定处理：</p> <p>（一）扣缴义务人已明确告知收款人已代扣税款的；</p> <p>（二）已在财务会计处理中单独列示应扣税款的；</p> <p>（三）已在其纳税申报中单独扣除或开始单独摊销扣除应扣税款的；</p>	<p>関が法に基づき執行する。源泉徴収義務者の所在地が所得発生地と一致しない場合、税金追徴の責を負う所得発生地の主管税務機関は、源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関を通じて関連状況の事実を確認しなければならない；源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関は、課税額が法に基づき源泉徴収されていないことを確定した日より5営業日以内に、所得発生地の主管税務機関に《非居住者企業税务事項連絡状》（付属文書参照）を発送し、非居住者企業の税务事項を知らせなければならない。</p> <p>十三、主管税務機関は、本公告第十二条の規定に基づき非居住者企業課税額を追徴する場合、以下の措置を講じることができる：</p> <p>（一）当該非居住者企業に指定の期限に課税額を申告・納付するよう命じる。</p> <p>（二）当該非居住者企業の中国国内のその他収入項目およびその支払人の関連情報を収集・事実調査し、併せてその他項目の支払人に《税務事項通知書》を送付し、当該非居住者企業のその他収入項目の金額から法定の手順に基づき未払税金および納付の滞納金を追徴する。</p> <p>その他項目の支払人の所在地が源泉徴収していない所得の発生地と一致しない場合、その他項目の支払人の所在地の主管税務機関は、協力および助力しなければならない。</p> <p>十四、本公告の規定に基づき源泉徴収すべき金額がすでに源泉徴収義務者により実際に支払われているが、規定の期限内に源泉徴収額を納付しておらず、併せて以下の状況のいずれかにある場合、税金が源泉徴収済だが未納付の状況であるとして、関連法律・行政法規の規定に基づき処理しなければならない：</p> <p>（一）源泉徴収義務者が税金を代理で源泉徴収済であると受取人にすでに明確に告知している場合；</p> <p>（二）財務会計処理において源泉徴収税金としてすでに単独で列挙している場合；</p> <p>（三）その納税申告において、すでに源泉徴収額を単独で控除あるいは単独の償却控除を開始している場合；</p>
--	---

<p>(四) 其他证据证明已代扣税款的。</p> <p>除前款规定情形外，按本公告规定应该源泉扣缴的税款未在规定的期限内解缴入库的，均作为应扣未扣税款情形，按照有关法律、行政法规规定处理。</p> <p>十五、本公告与税收协定及其相关规定不一致的，按照税收协定及其相关规定执行。</p> <p>十六、扣缴义务人所在地主管税务机关为扣缴义务人所得税主管税务机关。</p> <p>对企业所得税法实施条例第七条规定的不同所得，所得发生地主管税务机关按以下原则确定：</p> <p>(一) 不动产转让所得，为不动产所在地国税机关。</p> <p>(二) 权益性投资资产转让所得，为被投资企业的所得税主管税务机关。</p> <p>(三) 股息、红利等权益性投资所得，为分配所得企业的所得税主管税务机关。</p> <p>(四) 利息所得、租金所得、特许权使用费所得，为负担、支付所得的单位或个人的所得税主管税务机关。</p> <p>十七、本公告自2017年12月1日起施行。本公告第七条第二款和第三款、第九条第二款可以适用于在本公告施行前已经发生但未处理的所得。下列规定自2017年12月1日起废止：</p> <p>(一) 《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发〔2009〕3号)。</p> <p>(二) 《国家税务总局关于进一步加强非居民税收管理工作的通知》(国税发〔2009〕32号)第二条第(三)项中的以下表述： “各地应按照《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办</p>	<p>(四) その他のエビデンスにて税金が代理で源泉徴収済みであると証明される場合。</p> <p>前款が規定する状況を除き、本公告の規定に基づき源泉徴収すべき税額が規定の期限内に納付入金されていない場合、すべて税金を源泉徴収しなければならないが行っていない状況として、関連法律・行政法規の規定に基づき処理しなければならない：</p> <p>十五、本公告が税收協定およびその関連規定と一致しない場合、税收協定および関連規定に基づき執行する。</p> <p>十六、源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関は、源泉徴収義務者の所得税主管税務機関とする。</p> <p>企業所得税法实施条例第七条が規定するそれぞれの所得について、所得発生地主管税務機関は以下の原則に基づき確定する：</p> <p>(一) 不動産譲渡所得の場合、不動産所在地の国税機関とする。</p> <p>(二) 権益性投資資産譲渡所得の場合、被投資企業の所得税主管税務機関とする。</p> <p>(三) 配当・特別配当などの権益性投資所得の場合、所得を分配した企業の所得税主管税務機関とする。</p> <p>(四) 利息所得・賃貸所得・特許権使用料所得の場合、所得を負担・支払った単位あるいは個人の所得税主管税務機関とする。</p> <p>十七、本公告は、2017年12月1日より施行する。本公告第七条第二款および第三款・第九条第二款は、本公告施行前にすでに発生しているが処理されていない所得に適用することができる。下記の規定は、2017年12月1日より廃止する：</p> <p>(一) 《国家稅務總局：〈非居住者企業所得稅源泉徵收管理暫定辦法〉印刷・公布に関する通知》(国税發[2009]3号)。</p> <p>(二) 《国家稅務總局：非居住者稅收管理業務のさらなる強化に関する通知》(国税發[2009]32号)の第二条第(三)項の以下の記述： 「各地は、《国家稅務總局：〈非居住者</p>
---	--

<p>法)的通知》(国税发〔2009〕3号)规定,落实扣缴登记和合同备案制度,辅导扣缴义务人及时准确扣缴应纳税款,建立管理台账和管理档案,追缴漏税”。</p> <p>(三)《国家税务总局关于加强税种征管促进堵漏增收的若干意见》(国税发〔2009〕85号)第四条第(二)项第3目中以下表述: “按照《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发〔2009〕3号)规定,落实扣缴登记和合同备案制度,辅导扣缴义务人及时准确扣缴应纳税款,建立管理台账和管理档案”。</p> <p>(四)《国家税务总局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》(国税函〔2009〕698号)。</p> <p>(五)《国家税务总局关于印发〈非居民企业税收协同管理办法(试行)〉的通知》(国税发〔2010〕119号)第九条。</p> <p>(六)《国家税务总局关于发布〈企业重组业务企业所得税管理办法〉的公告》(国家税务总局公告2010年第4号)第三十六条。</p> <p>(七)《国家税务总局关于非居民企业所得税管理若干问题的公告》(国家税务总局公告2011年第24号)第五条和第六条。</p> <p>(八)《国家税务总局关于发布〈非居民企业从事国际运输业务税收管理暂行办法〉的公告》(国家税务总局公告2014年第37号)第二条第三款中以下表述: “和《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发〔2009〕3号)”。</p> <p>(九)《国家税务总局关于非居民企业间接转让财产企业所得税若干问题的公告》</p>	<p>企業所得税源泉徴収管理暫定弁法>印刷・公布に関する通知》(国税発〔2009〕3号)の規定に基づき、源泉徴収登記および契約備案制度を実行し、源泉徴収義務者が遅滞なく正確に課税額を源泉徴収するよう指導し、管理台帳および管理ファイルを設け、納付漏れ税金を追徴しなければならない」。</p> <p>(三)《国家税務総局：税目徴収管理の強化による納付漏れ防止・徴収増加の促進に関する若干の意見》(国税発〔2009〕85号)第四条第(二)項3番目における以下の記述: 「《国家税務総局：〈非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法>印刷・公布に関する通知》(国税発〔2009〕3号)の規定に基づき、源泉徴収登記および契約備案制度を実行し、源泉徴収義務者が遅滞なく正確に課税額を源泉徴収するよう指導し、管理台帳および管理ファイルを設けなければならない」。</p> <p>(四)《国家税務総局：非居住者企業の持分譲渡所得に係る企業所得税管理の強化に関する通知》(国税函〔2009〕698号)。</p> <p>(五)《国家税務総局：〈非居住者企業税収協同管理弁法(試行)〉印刷・公布に関する通知》(国税発〔2010〕119号)第九条。</p> <p>(六)《国家税務総局：〈企業再編業務に係る企業所得税管理暫定弁法>公布に関する公告》(国家税務総局公告2010年第4号)第三十六条。</p> <p>(七)《国家税務総局：非居住者企業所得税管理の若干の問題に関する公告》(国家税務総局公告2011年第24号)第五条および第六条。</p> <p>(八)《国家税務総局：〈非居住者企業の国際運輸業務従事に係る税収管理暫定弁法>公布に関する公告》(国家税務総局公告2014年第37号)第二条第三款における以下の記述: 「および《国家税務総局：〈非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法>印刷・公布に関する通知》(国税発〔2009〕3号)」</p> <p>(九)《国家税務総局：非居住者企業の財産間譲渡に係る企業所得税の若干の間</p>
---	---

<p>(国家税务总局公告2015年第7号)第八条第二款。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件：非居民企业税务事项联络函</p> <p>国家税务总局 2017年10月17日</p>	<p>題に関する公告》(国家税務総局公告 2015 年第 7 号) 第八条第二款。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>付属文書：非居住者企業税務事項連絡状</p> <p>国家税務総局 2017年10月17日</p>
--	---